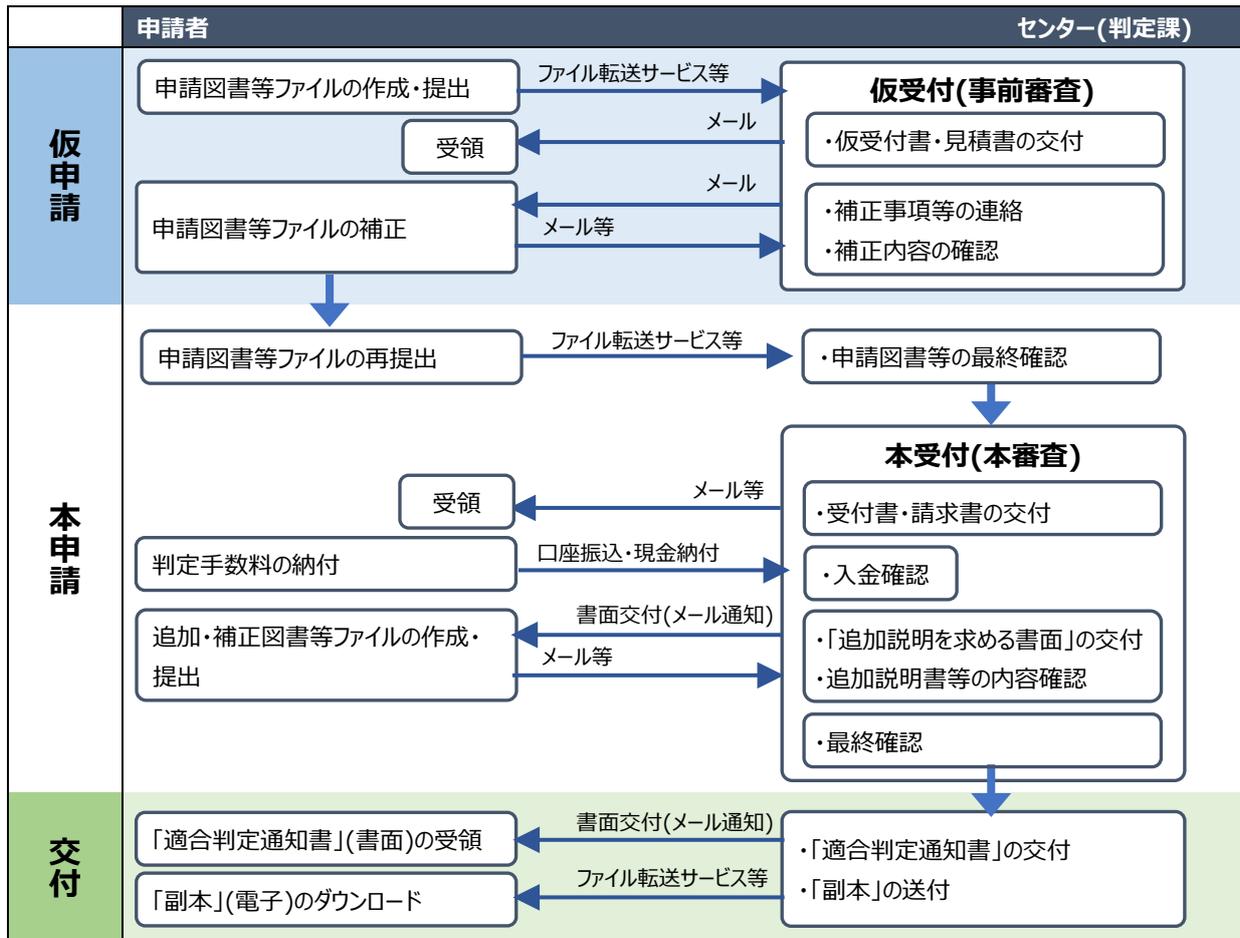


## 構造計算適合性判定「電子申請」ご利用の手引き

お客様が公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター（以下、「センター」という。）へ構造計算適合性判定の申請図書等（申請書・図書等）を電子データにより提出する「電子申請」の手順を示します。

|                                  |   |
|----------------------------------|---|
| <b>電子申請による構造計算適合性判定の流れ</b> ..... | 2 |
| <b>1. 仮申請（事前審査）</b>              |   |
| (1) 申請図書等ファイルの作成 .....           | 3 |
| (2) 申請図書等の提出方法 .....             | 4 |
| (3) 事前審査時の指摘事項対応 .....           | 5 |
| (4) 補正後の申請図書等の提出 .....           | 5 |
| <b>2. 本申請（本審査）</b>               |   |
| (1) 本申請の受理 .....                 | 6 |
| (2) 本申請後の指摘事項対応 .....            | 6 |
| (3) 確認申請機関等からの指摘事項への対応 .....     | 7 |
| <b>3 適合判定通知書・副本のお受け取り</b>        |   |
| (1) 適合判定通知書の交付 .....             | 8 |
| (2) 副本のダウンロード .....              | 8 |
| <b>4 その他</b> .....               | 8 |

## 電子申請による構造計算適合性判定の流れ



### 【留意事項】

- 申請者とセンターとのデータの送受信は、メールやファイル転送サービス等のセキュリティ対策がなされた安全なシステムを介して行います。
- 電子申請は書面での申請と異なり、事前審査後に最終版の申請図書等をお送りいただき、申請に不備がないことを最終審査した後、本受付となります。
- 電子申請に係る申請図書等のデータ送信は 24 時間可能ですが、審査及び事務手続きは営業時間内（8:30～17:15 土日・祝祭日を除く）に行います。営業時間後に申請図書等をご提出いただいた場合は、翌営業日の受理となることをご了承ください。
- 電子申請であっても、「適合判定通知書」や「適合するかどうかを決定することができない旨の通知書」などの法定様式の通知書は書面で交付し、窓口ないし郵便等での受け渡しとなります。なお、交付にあたり書面の写し（スキャンした PDF ファイル）を添付したメールにて事前通知します。
- センターが交付する「副本」(PDF ファイル)には、センターのロゴ付きの判定済みスタンプを付与しますが、電子署名やタイムスタンプは付与しません。

## 1 仮申請

下記にしたがって申請図書等を電磁的記録(電子データ)として準備し、仮申請してください。申請図書等に不備がないことを確認します。

### (1) 申請図書等ファイルの作成

申請図書等ファイルについては、ファイル形式やファイル名の付け方等に以下のようなルールがあります。

#### ■ 電子申請ファイルの作成について

- ① 提出するファイルは**すべて PDF 形式**とする
- ② PDF の**解像度は 300dpi 以上**とする
- ③ PDF は**できるだけ単純な構成**とする（例えば、作成した図面等を PDF に変換する際、レイヤーを統合する。）
- ④ PDF は**可変性がない状態**とする（例えば、PDF への直接書き込み（注釈・図形描写機能）による修正は、PDF を再度 PDF として出力する等をして、可変性のない状態とする。）
- ⑤ PDF の**セキュリティ機能を利用しない**（ファイルの印刷や編集機能をパスワード入力で許可する等の設定を解除する。）
- ⑥ PDF に**タイムスタンプを付与しない**
- ⑦ 図面は **A4 判または A3 判**での印刷に対応した PDF とする

#### ■ ファイル名称の付け方・取り纏めについて

申請図書は**種類ごとに複数ページの PDF ファイルとして束ねてください。**

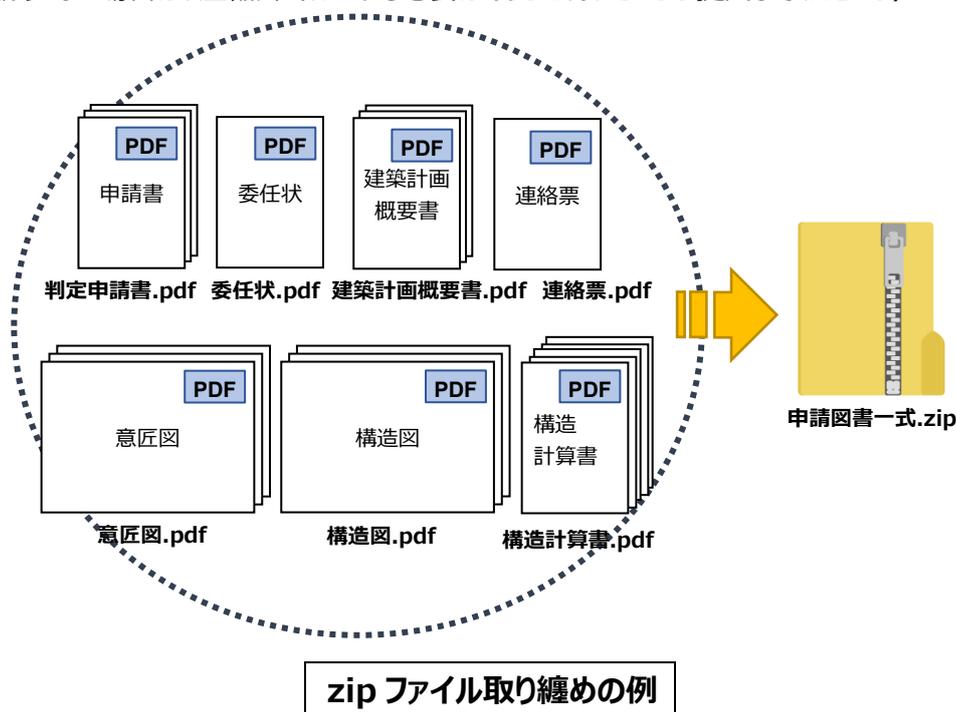
以下に、提出していただく申請図書等ファイルの一例を示します。

- ① **判定申請書.pdf** … 第一面の日付は、仮申請時には空欄のままとし、本申請（再提出）時に記入してください。
- ② **委任状.pdf** … 委任日は記載してください。(単ページで構いません。)
- ③ **建築計画概要書.pdf**
- ④ **連絡票.pdf** … 担当者の連絡先、請求書の宛名・送付先など（単ページで構いません。)
- ⑤ **意匠図一式.pdf** … 設計概要書、付近見取り図、求積図、配置図、各階平面図、立面図、断面図、矩計図、外部・内部仕上げ表など
- ⑥ **構造図一式.pdf** … 構造特記仕様、各種構造標準図、基礎杭伏図・リスト、各階床梁伏図、軸組図、柱・梁等部材リスト、構造詳細図など
- ⑦ **構造計算書一式.pdf** … 構造計算方針、荷重算定、一貫計算チェックリスト、一貫計算書出力、二次部材の設計、基礎杭の設計、屋根葺き材等の設計、その他の設計
- ⑧ **地盤調査報告書.pdf**
- ⑨ **認定関係書類.pdf** … 大臣認定書及び別添一式など

## (2) 申請図書等の提出方法

### ① 申請図書ファイルの取りまとめ

**申請図書(PDF)ファイルを取りまとめて zip 形式の圧縮ファイルにしてください。**（なお、提出する PDF ファイルの数が少ない場合は、圧縮ファイルにする必要はありません。そのまま提出してください。）



### ② 申請図書等アップロード先の URL 取得

当センターでは、お客様から申請図書等ファイルを受け取るために、ファイル転送サービス『データ便』の受信サービスを準備しています。**電子申請希望のメールを下記までいただければ**、返信にて『データ便』の**ファイルアップロード先 URL をお知らせします。**

申請／お問合せ先：判定課 [hantei@kjc.or.jp](mailto:hantei@kjc.or.jp)

### ③ 申請図書のアップロード

当センターが指定したファイルアップロード先の URL にアクセスすると、次の画面が開きます。①で取りまとめた ZIP ファイルあるいは PDF ファイルをドロップないしファイル選択して、担当者等の連絡先を入力したうえでアップロードしてください。

なお、**お客様がご利用中の他のファイル転送サービスを用いても構いません。**ダウンロード先の URL をご連絡願います。申請図書等ファイルの容量が 10MB を超えない場合は電子メールの添付ファイルでの提出も可能です。

データ便 DATA DELIVER

サービス説明 料金プラン 各種操作方法 よくあるご質問 お問い合わせ ログアウト

ファイル数 0 合計 0 byte

ここに送りたいデータをドロップしてください  
 アップロード容量: 2GBまで  
 ファイル数: 10ファイルまで

またはファイルを選択

1-1 ここに、申請図書ファイルをドロップしてください。

1-2 または、このボタンを押して申請図書ファイルを選択してください。

受信者のコメント 公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センターの構造計算適合性判定電子申請窓口です。ここに、申請図書等の電子データをアップロードしてください。

【必須】コメント欄にご連絡先を記入してください。

- 事務所名
- 氏名 (担当者)
- 連絡先 (電話番号など)

2 ここに、ご担当者のメールアドレスを入力してください。

メールアドレス

コメント データの受け取り者へのコメントを入力してください

3 ここに、事務所名、氏名、連絡先を入力してください。

4 データ便の利用規約に同意したうえで、チェック (✓) してください。

>アップロード方法はこちら

利用規約に同意します。

5 上記の入力内容をご確認のうえ、このボタンを押してください。  
↓  
以上で、アップロード完了です。

アップロード

**データ便での申請図書アップロード画面**

### (3) 事前審査時の指摘事項対応

センターでは判定員等による事前審査を行い、補正すべき事項や追加説明が必要な事項等をお知らせするメールを、連絡票に記載された申請担当者と構造担当者のメールアドレス宛に送付します。指摘回答書とともに構造図や構造計算書の補正・追加部分を PDF ファイルとして提出してください。

### (4) 補正後の申請図書等の提出

事前審査の過程で、構造図や構造計算書を含む申請図書に補正・追加等があった場合、**事前審査終了後に、補正等がなされなかった図書を含むすべての申請図書等ファイルを、再度提出していただきます。**

再提出された申請図書等ファイルの内容を最終審査させていただき、問題がなければ、本申請として受理します。

## 2 本申請

### (1) 本申請の受理

本申請は、前節の仮申請での申請図書等の最終版を提出していただき、最終確認した上で受理します。

### (2) 本申請後の指摘事項対応

#### **通常、本申請受理後に指摘することはありません。**

万一、本申請受理後に不備な点や不明な点が明らかになった場合、指摘事項一覧を付した「適合しているかどうかを決定できない旨の通知書」を書面にて交付し、通知書交付のお知らせメールを申請者様に送付します。

**指摘回答書**(追加・補正した箇所の図面番号・ページ等を網羅したリストを含む)と、**追加・補正図書**等の PDF ファイルをファイル転送サービスないし電子メールにて送付してください。提出日は、当該ファイルを受理した日となります。営業時間後（17:15 以降）に提出された場合は、翌営業日の受理となりますので、ご了承ください。なお、追加・補正図書等を受理し、申請図書に不備がないことを確認した後「受付」となります。

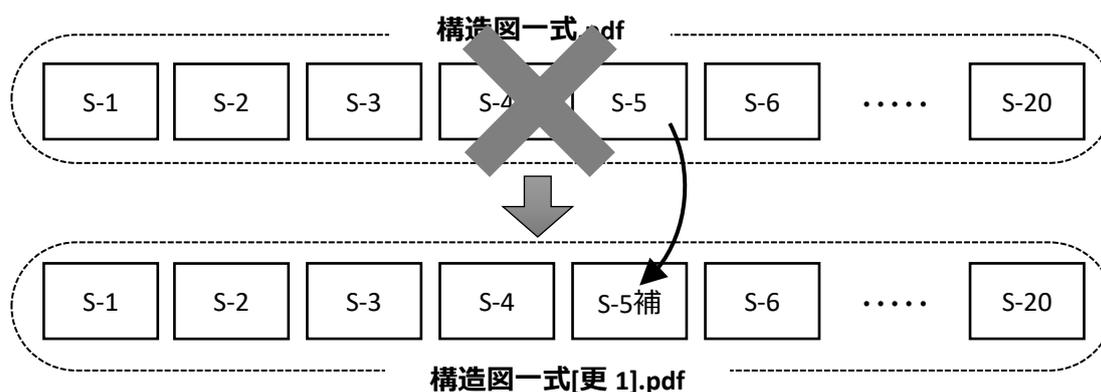
#### ～ 追加・補正図書等ファイルの提出手順 ～

まず、追加・補正図書等ファイルは、[1 仮申請] - [(1) 申請図書等ファイルの作成]に則して作成してください。提出方法は 2 種あります。

#### 【提出方法 1】 補正のないページを含む「図書一式の PDF」による提出

例えば、**構造図一式.pdf** に含まれる S-1～S-20 の構造図の内、S-5 のみを補正したとしても、S-1～S-20 すべてを含む**構造図一式[更 1].pdf**を再作成して提出（元ファイルの**構造図一式.pdf**が無効になる）

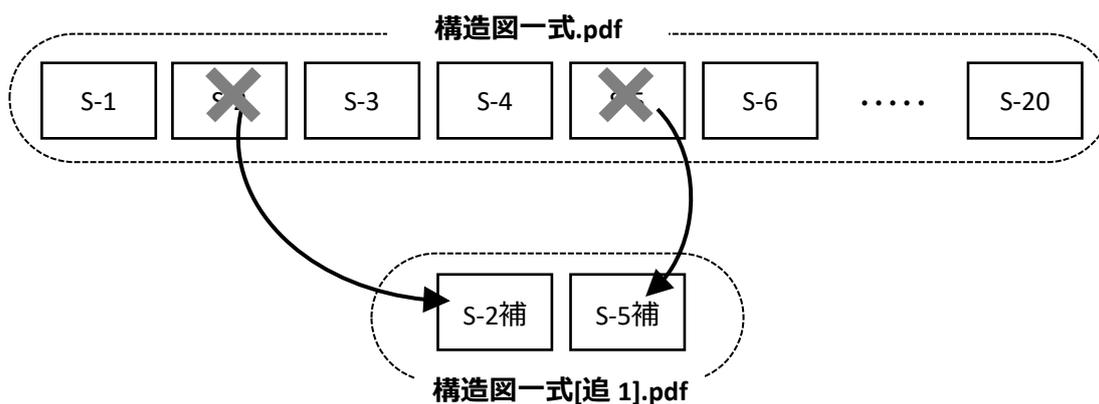
ファイル名：「元の図書名」[更「追加・補正回数」].拡張子



#### 【提出方法 2】 該当項目を抜粋した「追加・補正図書のみ」の PDF による提出

例えば、**構造図一式.pdf** に含まれる S-1～S-20 の構造図の内、S-2 と S-5 を補正し、補正後の S-2 と S-5 からなる**構造図一式[追 1].pdf**を再作成して、追加・補正した箇所の図面番号やページ等を網羅したリスト「追加・補正図書リスト」とともに提出（元の**構造図一式.pdf**に含まれている S-2 と S-5 のページが無効になる）

ファイル名：「元の図書名」[追「追加・補正回数」].拡張子



### (3) 確認申請機関等からの指摘事項への対応

確認申請機関等からの指摘により計画に変更等が生じた場合、構造計算適合性判定の申請図書等にも同様の内容を反映させる必要があります。前節に倣い、指摘等の内容と、追加・補正図書等の PDF ファイルをファイル転送サービスないし電子メールにて送付してください。

なお、適合判定通知書の交付後に変更が生じ、その変更が構造計算適合性判定の再度の審査が必要なものである場合、構造計算適合性判定の再申請が必要となりますので、ご注意ください。

### 3 適合判定通知書・副本のお受け取り

#### (1) 適合判定通知書の交付

**適合判定通知書は、書面で交付します。**

窓口にて対面にてお渡ししますが、ご希望により郵送させていただきます。

#### (2) 副本のダウンロード

申請データの申請書第一面と構造図の全図面及び構造計算書の表紙に KJC の判定済スタンプを押印した上で、そのコピーを副本として交付します。（電子署名やタイムスタンプは付与しません。）

なお、**副本は、申請書及び意匠図面一式、構造図面一式、構造計算書一式を含む PDF ファイルからなり、**連絡票や建築計画概要書、委任状、参考資料などの PDF ファイルは含みません。

副本となる PDF ファイルを zip 形式の圧縮ファイルとして取り纏めて、**ファイル転送サービスを通じてお渡します。**ファイル転送サービスのリンク URL とパスワードをメールにてお知らせしますので、有効期限内に必ずダウンロードしてください。

### 4 その他

#### (1) 申請内容の変更について

適合判定通知書交付後に、建築主や地名地番などが変更され、適合判定通知書の記載内容も変更したい場合は、変更届を提出してください。

なお、計画変更に伴う図面や計算書の変更は認めていません。構造計算適合性判定の再審査が必要ないものであれば構造計算適合性判定機関への届け出は必要ありませんが、再審査が必要なものは計画変更ないし再申請の届け出と判定手数料の納付が必要です。

#### (2) 副本の確認申請機関への提出について

確認申請機関に適合判定通知書(写し)と副本を提出する必要があります。副本を PDF ファイルでなく紙面にて提出する必要がある場合は、当センターが交付した PDF ファイル(副本)をお客様にて印刷してください。印刷したものは「副本の写し」となります。